

JASTPRO 414

貿易手続簡易化のために
2013-03

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. 財務省税関研修所での講演 1
- 記事2. ◇連載◇ 貿易契約の諸問題(10) 3
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 15

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 財務省税関研修所での講演

当協会は、財務省税関研修所の要請に基づき、「高等科専科研修」の教養講話として“国際物流における貿易円滑化と安全確保の動向”と題する講演を行いました。

財務省税関研修所における研修は、税関職員に対し、税関業務の遂行に必要な知識及び技能を修得させ、その応用能力を備えさせることにより、税関を取り巻く環境の変化に的確に対応し、税関業務を適正・迅速に処理し得る職員を養成するとともに、税関行政の質的向上に資することを目的として実施されています。

専門研修である「高等科専科研修(平成25年1月16日～2月20日)」は、全国の9つの税関に勤務する課長補佐級の職員に対し、監視事務、業務事務又は調査事務の各事務に関する高度の専門知識及び応用能力を修得させるとともに、幅広い視野、的確な判断力等を身に付けさせ、それぞれの事務分野において核となる専門家を育成することを目的として実施されています。

当協会の山内常務理事は、この研修の最終日となる平成25年2月20日(水)、約3時間に亘り、①国連CEFACTにおける貿易円滑化に関する国際標準化の動向、②ASEANシングルウィンドウの構築計画とその実現に向けたナショナルシングルウィンドウの現状、③平成26年3月に実施予定の「出港前報告制度」の概要と米国でのセキュリティ対策の概要、さらには④セキュリティ対策の国際標準ともいえる「WCOの基準の枠組み」等について説明しました。

各研修生は、国際的な貿易円滑化の動向、アジアでの貿易円滑化に向けた電子化の促進など、税関行政への関連性等について興味深く聴講されていました。

高等科専科研修において講演した具体的な内容は、次のとおりです。

1. 国際物流における貿易円滑化の動き
 - (1) 貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター(国連CEFACT)の概要
 - (2) 国際標準化の必要性
 - (3) ASEANシングルウィンドウの構築計画
2. 国際物流における安全確保の動き
 - (1) 米国では同時多発テロを機に貨物セキュリティ対策を強化
 - (2) 貨物の安全確保に関する国際的な動き
 - (3) WCO(世界税関機構)総会における検討状況
 - (4) 米国の物流を巡る制度の変遷
 - (5) EUの物流を巡る制度の概要
 - (6) 我が国における出港前報告制度の概要



《高等科専科研修で講演する山内常務理事》

記事2. 貿易契約の諸問題(10)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

10. 消費者契約と定型取引条件

10.1 本稿の目的

1999年の「消費者物品の売買および関連する保証に関するEU指令」¹(以下、EU指令)の目的の1つは、EU域内市場における消費者物品売買に関連する最小限度の保護または救済制度を確立して、これにより消費者の物品売買を促進することです。また、EU指令は、このような環境の構築が情報通信技術による通信販売の発展に寄与すると期待しています。通常、消費者はデパート、スーパーマーケット、小売店などで物品を購入します。店内に陳列されている商品の中から自分の欲する物品を選択し、レジで代金を支払って購入します。また、従来のカatalogによる通信販売に代わって、テレビやインターネットによる通信販売が急速に発達してきています。店頭における売買と異なり、後者の場合は、売主と買主が異なる国にそれぞれ営業所または常住居所を有し、物品が国境を越えて移動することがあり得ます。これらの物品は個人または家庭用に購入されるので、このような物品売買は、1980年ウィーン条約の適用対象となるような国際物品売買ではありませんが²、国際物品売買の要件は揃っています。これまでも説明しましたが、1893年SGAは商人間に発達した商慣習およびコモン・ローの原則に基づいて作成され、1979年SGAも同様の諸規則を受け継いでいます。しかし、EU指令を導入するために、「2002年消費者物品の売買・供給に関する規則」³(以下、2002年規則)によりSGAの一部が改正された結果、消費者契約には改正された規則が適用されることになります。そこで、本稿では、まず、不公正契約条項法による規制およびSGAの改正された規則を説明し、これに関連して、消費者契約⁴におけるCIF条件およびFOB条件がどのように解釈されるのか、という点について考察したいと思います。

10.2 不公正契約条項法による規制

10.2.1 不公正契約条項法

1977年不公正契約条項法 (the Unfair Contract Terms Act 1977) により規制される契約条項は、次の3つの分野に分類されます。(1) 過失に対する責任を排除または制限するもの、(2) 物品売買契約、買取選択権付賃貸借契約およびその他の物品供給契約について、制定法が認める物品の品質、売主の権原などに関する黙示条項を排除または制限するもの、(3) 契約違

1 The Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees, OJ L171/12, 7.7.1999, pp. 12-16.
2 1980年国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン条約)第1条[適用範囲]および第2条[適用除外の売買]。
3 The Sale and Supply of Goods to Consumers Regulations 2002 (SI 2002/3045).
4 拙稿「6.3 適用対象となる契約」『JASTPRO』409号(2012-10)、12頁。

反に対する責任を排除または制限するもの、および一方の当事者に契約の本旨と異なる履行または全くの不履行を認めるものです。これらについて、その内容と契約当事者の事情により無効となる場合と、合理性の要件が欠けると無効となる場合が規定されています。本法の適用の大部分は営業を目的とする諸行為から生じる責任を排除または制限する条項に対するものですが、一方の当事者が消費者であることを規制の要件とする諸条項があります。

10.2.2 1999年消費者契約における不公正条項規則

消費者との契約で、個別的に交渉して取決められたのではない(例えば、標準契約書の)契約条項のほとんどすべてに対して、「1999年消費者契約における不公正条項規則」⁵(以下、1999年規則)が適用されます。本規則は、1993年の「消費者契約における不公正条項に関するEC指令」⁶を導入するために、最初、1994年に制定されましたが⁷、同規則は、1999年規則に置き換えられました。1999年規則の「規則4」は、同規則が「売主または供給者と消費者との間に締結された契約の不公正条項について適用される」(第1項)と定めています。また、「規則3」は、「消費者とは、その業務(trade)、営業(business)、職業(profession)とは無関係な目的のために、本規則が適用される契約の当事者となるすべての自然人(natural person)を意味する」(第1項)と定義しています。消費者にとって不利となるような当事者間の権利義務に著しい不均衡を生ぜしめる条項は不公正であるとみなされ、消費者を拘束するものとなりません。

10.2.3 標準契約書の免責条項

1977年不公正契約条項法は、事業者は過失により生じる死亡または損傷に対する責任を排除または制限することができない旨を規定しています(第2条第1項)。事業者は、免責条項が「合理性の基準」に適合する場合にのみ、過失により生じるその他の滅失・損傷について責任を排除または制限することができます(第2条第2項)。消費者は、物品売買契約において、消費者の権利を取消されることはありません。また消費者に対して、その法律上の権利について誤解を与えたり、あるいはこれを排除しようとする行為は違法とされます。例えば、「当社は代金を返還しません」という通知は同様に違法です。消費者と取引する事業者、あるいは自分が用意した標準契約書にもとづいて取引する事業者は、契約違反に対する責任を排除または制限する条項が「合理性の基準」に適合することを説明できる場合を除いて、このような条項を契約に挿入したり、不適切なサービスを認めさせることはできません(第3項)。また、事業者は、消費者に対して、過失または契約違反によって消費者が被った滅失・損傷について補償を求めることを禁止または制限することはできません(第4条)。ただし、このような条項が「合理性の基準」(第11条)に適合することを証明できる場合を除きます。過失(negligence)には、合理的な注意ま

5 The Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999 (SI 1999/2083).

6 The Council Directive 1993/13/EC on unfair terms in consumer contracts, OJ L95/29, April 5, 1993.

7 The Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1994 (SI 1994/3159).

たは合理的な能力を払うことについてのすべての契約上またはコモン・ロー上の義務の違反が含まれます(第1条)。このような規定は、一般に、物品売買契約、物品供給契約、役務供給契約などに適用されますが、適用されない場合があります。例えば、宿泊業者や運送業者の場合には、制定法により、責任を制限する権利が認められています。

10.2.4 合理性の基準

1977年不公正契約条項法は、事業者が免責条項について、これが「合理性の基準」に基づいて「公正かつ合理的」であることを証明できる場合にのみ、その免責条項を有効であるとする旨を規定しています。この免責条項がこの基準に適合するものであるか否かを決定するにあたり、裁判所は次の点を考慮します。(1) 契約が成立した時、関連する当事者の交渉力といった問題に特に注意を払って、両当事者に知らされていた(または、合理的に判断して、当然、知らされていたはずである)状況、(2) 顧客は免責条項を承諾するために、(特別割引のような)特別の勧誘を受取ったか否か、(3) この物品またはこれに相当する代替品は、当該免責条項がなくても、どこでも入手可能であるか否か、および(4) 物品は顧客の指定した仕様に適合するように作られていたか否か。事業者が、免責条項に基づいて、責任を特定の金額に制限する場合、裁判所は、この事業者がこのような責任に対して、入手できると期待した資源、ならびにどの程度まで保険で埋め合わせることができたかという点に注意を払うことが要求されています。

10.3 1979年SGAの一部改正

10.3.1 生産者、輸入者等に対する損害賠償請求

EU指令は、小売業者、製造業者、輸入業者等が不特定多数の消費者に対して、物品の特性について行った「公開された意見表示」、特に広告やラベル等に表示した説明が、事実でなければならない旨を定めています⁸。ただし、(1) 小売業者がその意見表示を知らなかったことが合理的に証明される場合、(2) 売買契約の締結時に、すでにそれが訂正されていた場合、または(3) 消費者が、その意見表示に影響さずに売買した場合には、これは無視されます。これらの点について小売業者が抗弁できないときは、消費者は、他の者が行った意見表示に対する損害賠償を追求することができます。しかし、通常は、それぞれの契約の具体的な内容によって異なりますが、小売業者は契約法に基づいて、製造業者、輸入者または生産者に対して、消費者に対する救済に相当する補償ならびに費用を請求する権利を有します。最後の売買における売主(小売業者)が、他の者との間に契約上の繋がりを持たない場合、過失に関する法律に基づいて、これらの者から損害を回復する権利があります。

10.3.2 「公開された意見表示」の導入

EU指令では、救済を要求することに関連して、物品が契約に適合するための基本的要件を

8 EU指令第4条。

定めていますが⁹、2002年規則では、SGA第48F条のように簡単に規定しています¹⁰。その理由は、1979年SGAに、物品の記述、品質、特定の目的への適合性、見本などに関する黙示条項を定めた一連の規定があるので、これらに関する新しい規定を設ける必要がないと考えられたことです。しかし、第5A編を挿入するにあたり、次の点を改正するのが適切であると考えられました。EU指令では、物品が契約に適合するか否かを確定することに関連して、広告やラベルなどの媒体によって、不特定多数の潜在的消費者に対して表示された物品の特性に関する「公開された意見表示」という文言が使用されています¹¹。そこで、2002年規則の「規則3」により、1979年SGA第14条に第2D項～第2F項が挿入されました¹²。これらの規定は、あくまでもEU指令の目的である消費者の救済のためのものです¹³。

10.3.3 「消費者として取引する」買主とは

1979年SGA第61条第5A項¹⁴で、次のように述べています。「本法において『消費者として取引する』という文言は、1977年不公正契約条項法の第1編に従って解釈されるものであり、かつ本法の目的のために、買主が消費者として取引していない旨を主張する売主は、買主が消費者として取引していないことを証明する責任がある。」¹⁵したがって、第5A編に規定する買主が消費者として取引する場合の救済について、不公正契約条項法を考慮しなければなりません。同法第12条は、「消費者として取引する」という文言について、次のように規定しています。「契約の当事者は、次の場合に、他の当事者に対する関係において、消費者として取引するという。(a) 一方の当事者は、営業とは関連なく、または自分自身全く営業と関係ないという立場で契約を締結する、かつ (b) 他の当事者は、営業に関連して契約を締結する、かつ (c) 物品売買法、買取選択権付賃貸借法、または本法第7条によって規制される契約の場合は、契約に基づいて、または契約に従って移転する物品が個人的な使用または消費のために通常供給される種類のものであること。」¹⁶ここでは、特に「自然人」に限定していませんが、EU指令は、「消費者とは、その業務、営業、職業とは無関係な目的のために、EU指令が適用される契約の当事者となるすべての自然人を意味する」と定義しています。この定義は、1999年規則の「規則3」の定義と同じです¹⁷。

9 EU指令第2条。『JASTPRO』409号(2012-10)、13頁。

10 拙稿「9.2.2 物品が不適合であること」『JASTPRO』413号(2013-02)、6頁。

11 EU指令第2条第2項(d)号。『JASTPRO』409号(2012-10)、13頁。

12 『JASTPRO』407号(2012-08)、15-17頁。

13 M. Bridge, *Benjamin's Sale of Goods*, 8th ed., 2010, para. 12-073.

14 第61条第5A項は、the Sale and Supply of Goods Act 1994 (1995年1月3日発効)の付表2, para. 5 (9) (c)により挿入されました。

15 1979年SGA第61条第5A項の後半の文言は、1977年不公正契約条項法第12条第3項の規定を引用したものです。

16 拙稿「6.2.2 関連する用語の定義」『JASTPRO』409号(2012-10)、12頁。

17 本稿の「10.2.2項」を参照。

10.3.4 物品の引渡の時に危険が移転する

本誌で述べたように¹⁸、SGA 第48A条は、(a) 買主が、消費者として取引し、かつ (b) 物品が引渡の時に契約に適合していない場合に適用されます(第1項)。しかし、同条第3項は、物品が買主に引渡された日から起算して6ヵ月以内のいかなる時でも、売買契約に適合しない物品は引渡の日に適合していなかったものとみなす」と規定しています。これを、「6ヵ月間不適合の推定規則」¹⁹と称します。物品の品質劣化が買主の主張するこの期間内に生じた場合、この物品が引渡の時に契約に適合していたことを立証するのは、買主でなく、売主の責任です。注意すべきことは、この推定期間は引渡の日から起算されることです。そして、買主が消費者として取引する場合、「危険は引渡の時に移転する」というのが新しい推定規則です。1964年にオランダのハーグにおいて、「有体動産の国際売買に関する統一法」と「有体動産の国際売買契約の成立に関する統一法」という2つの条約案が採択されました²⁰。この国際会議にフランス語(原文)と一緒に英訳の資料が配布されましたが、英米両国の代表から、「有体動産の国際売買に関する統一法」の第97条に、「引渡がなされたとき、危険は買主に移転する」と規定されていることについて、英米の売買法では「危険の移転は引渡とは関係がない」ので、英訳に際して注意して欲しい旨の苦情が述べられました²¹。1979年SGA 第20条第1項は、「別段の合意がないかぎり、所有権が買主に移転するまでは、物品の危険は売主の負担とし、所有権が買主に移転した後は、引渡の有無に関わらず、物品の危険は買主の負担とする」と規定しています²²。すなわち、SGAでは、危険は原則として所有権に伴って移転するのであり、物品の引渡とは無関係であるということです。それにもかかわらず、2002年規則の「規則4」により、これまで考えられなかった次のような規則が、第20条第4項として挿入されました。「買主が消費者である場合、または、スコットランドにおいては、買主が消費者である消費者契約の場合には、本条の第1項から第3項までの規定は無視されなければならないので、物品が消費者に引渡されるまで、物品の危険は売主の負担とする。」

10.3.5 運送人に対する引渡は買主への引渡でない

1979年SGA 第32条第1項は、「売買契約に従って、売主が物品を買主に送付する権限がある場合、または買主に送付することを要求されている場合、買主に送付する目的をもって、(買主が指定した、またはそうでない) 運送人に対する物品の引渡は、明らかに買主に対する引渡とみなす」と規定しています。これに対して、2002年規則の「規則4」により、第32条に第4項が挿入されました。「買主が消費者である場合、または、スコットランドにおいては、買主が消費者

18 拙稿「9.2.3 消費者である買主の権利」『JASTPRO』413号(2013-02)、6頁。

19 拙稿「9.2.4 6ヵ月間不適合の推定規則」『JASTPRO』413号(2013-02)、6頁。

20 The Uniform Laws on International Sales Act 1967 (1967 c.45).

21 拙稿「2.6.2 ULISの制定」『JASTPRO』380号(2010-05)、11頁。

22 1964年のハーグ条約が採択され時は、1893年SGA 第20条です。

である消費者契約の場合には、本条の第1項から第3項までの規定は無視されなければならない。売買契約に従って、売主が物品を買主に送付する権限がある場合、または買主に送付することを要求されている場合、運送人に対する物品の引渡は買主に対する物品の引渡ではない。」

10.4 買主が消費者として取引した事例

国際的な物品売買に携わる買主が、1979年SGA第61条第5A項に規定されている「消費者として取引する」事例は僅かですが、例えば、Shetland ponyが外国の王女への贈り物としてイギリスにおいて、CIF条件で売買されたケースがあります²³。また、R. & B. Customers Brokers Co. Ltd. v. United Dominions Trust Ltd.事件²⁴は、ある国の買主が他の国の売主から自動車をCIF条件またはFOB条件で購入したケースですが、その自動車は買主の個人的使用を目的として買主自身が所有するために購入されたものであり、かつ買主は運送事業に関係のない会社で、その会社の役員の一人在用するために購入し、その会社の営業と全く関係なく購入されたものであるという理由で、買主は「営業の過程において」(in the course of business)この自動車の売買契約を締結したのではない旨が判示されました。Voss v. APL Co. Pte. Ltd. 事件²⁵において、ドイツの売主が1台のメルセデスベンツ車を韓国の買主に売る契約を結びました。Judith Prakash判事の判決では、この売買契約はC&F条件であり、この買主は企業ですが、この自動車を他に転売するために購入するのか、あるいは、買主の会社の役員が使用するも目的で購入するのか明らかではありません。R. & B. Customers Brokers Co. Ltd.事件は、the Law Commissionsの提言²⁶の実施に間に合いませんでした。貿易売買において買主が消費者として取引する可能性については、Office of Fair Trading v. Lloyds TSB Bank Plc.事件²⁷に見られますが、ただし、このケースの問題点は、売主と買主との間に生じたものではなく、買主と買主のクレジット・カードを発行した業者との間で、これが物品またはサービスのいずれかの支払に用いられたかということでした。

10.5 消費者である買主への「引渡」

1979年SGA第20条第4項は、買主が消費者として取引する場合、同条の第1項～第3項は「無視されなければならない」のであり、かつ「物品は消費者に引渡されるまで売主の危険にとどまる」と規定しています。「(他に別段の合意がないかぎり)所有権に伴って移転する」という同条第1項の規定は、しばしば、CIF条件またはFOB条件の貿易売買において、適用されていないので、買主が貿易売買において消費者として取引する場合に、同項が無視されても、それ自体はほとんど影響はありません。しかし、第4項から生じる主な問題は、CIF条件またはFOB条件の売買契

23 *Wiehe v. Dennis Bros.* (1913) 29 T.L.R. 250.

24 *R. & B. Customers Brokers Co. Ltd. v. United Dominions Trust Ltd.* [1988] 1 W.L.R. 321.

25 *Voss v. APL Co. Pte. Ltd.* [2002] 2 Lloyd's Rep. 707.

26 The Law Commissions, *Report on Unfair Trade Terms in Contracts*, (Law Com. No.292) (Scot. Law Com. No.199), 2005.

27 *Office of Fair Trading v. Lloyds TSB Bank Plc.* [2007] UKHL 48; [2008] 1 A.C. 316.

約において、物品が消費者に「引渡され」、もはや売主の危険負担でないと判断するのは、「何時」であるかということです。

この問題に対する解答を得るため、1979年SGA第32条に追加された第4項を考察する必要があります。同項は、買主が消費者として取引する場合には、同条第1項～第3項は「無視されなければならない」と規定していますが、また、「売買契約に従って、売主が物品を買主に送付する権限を有するか、または送付するよう要請されている場合、運送人に対する物品の引渡は、買主に対する物品の引渡ではない」と規定しています。

第20条第4項および第32条第4項の規定から、物品が運送人に引渡されたという理由だけで、危険は消費者である買主に移転しないことが明白です。実際に、CIF条件およびFOB条件の売買契約では、買主が消費者として取引しない場合であっても、危険は船積の際に、または船積の時から移転するというのが一般原則であり、これらの条件による売買契約の引渡履行の過程の中で、物品の船積は、運送人への物品の引渡とは異なる段階です。そこで、物品が運送人に引渡された時、これが消費者である買主に対する引渡でないときは、物品がCIF条件またはFOB条件で売買された場合、消費者への引渡は何時なされるのかという問題が生じます。

10.6 CIF 契約における「引渡」

CIF条件の売買契約の場合、引渡の3段階の間に明確な線が引かれています²⁸。すなわち、(1) 船積の際の「予備的引渡」(provisional delivery)、(2) 船積書類の提供の際の「象徴的引渡」(symbolical delivery)、および(3) 買主に物品を交付する際の「完全な引渡」(complete delivery)です²⁹。この中で、最後の段階に達したとき、SGA第20条第4項に定める「引渡」がなされたことは明白なので、物品はもはや売主の危険負担ではなくなります。SGA第32条第4項によって問題点が直接解明されたわけではありませんが、最初の段階である船積が第20条第4項に定める「引渡」でないことは確かです。

第32条第4項は、「運送人への物品の引渡」だけに言及しており、それは船積を意味するものではありませんから、第2段階において、このような引渡が存在し得るか否かというのは難しいことです。提供された船積書類の中に、正式に裏書された指図式船荷証券または持参人式船荷証券が含まれている場合には、これが消費者に引渡されるとき、物品が買主に引渡されたことを意味する象徴的引渡がなされたこととなります。この種の引渡は、SGA第20条第4項の目的のための「引渡」に相当します³⁰。もしその通りであるなら、このような船荷証券が消費者に引渡された後は、第20条第4項に従って、物品はもはや売主の危険負担でなくなります。実際に、危険は、「CIF契約

28 拙稿「12.2.4 CIF契約の3つの引渡」『JASTPRO』390号(2011-03)、3頁。

29 *Schmoll Fils & Co. Inc. v. Scriven Bros. & Co.* (1924) 19 L.L.R. 118, at p.119.

30 *Sanders Bros. v. Maclean & Co.* (1883) L.R. 11 Q.B.D. 327, at p.341, per Bowen L.J. 倉庫の鍵の引渡は、ここに保管されている物品の引渡であるように、指図式船荷証券の引渡は倉庫の鍵の引渡に相当すると判示されました。

においては、船積の時から買主に移転し得るという規則」により遡及して買主に移転したとみなされています。これは、CIF 契約においては、物品が(契約に従って)契約に充当された場合には、たとえ船積書類が提供される前に、すでにその物品が滅失したとしても、買主は代金を支払わなければならないという規則とも一致します。

他方、象徴的引渡の際に、またはこれにより危険が消費者に移転するという考えは全く問題がないということになりません。その1つの理由は、売買契約の履行において、買主に提供された書類が、「流通性」(negotiable)または「譲渡可能」(transferable)の権原証券である場合にのみ、これが適用されるのであって、書類が、例えば、「記名式」船荷証券、Sea Waybill、または荷渡指図書(delivery order)である場合に、買主が危険の移転に関連して、このような最悪の立場に置かれることは理解できません。他の理由は、第32条第4項に、同条第3項が無視されなければならないと規定されていますが、そうすると、全運送過程における物品の危険は売主の負担であると考えられるので、運送中の危険について、通知を与える必要がなくなると思われます。それにもかかわらず、指図書または持参式船荷証券の譲渡による象徴的引渡の際に危険が移転するというのは、消費者として取引する買主が、非消費者である買主よりも悪い立場に置かれることになるので、矛盾しています。消費者は、物品を付保するための通知を要求する権利が認められないことになり、この通知がないことにより、危険移転を遅延させることができなくなります。

CIF 契約では、保険を手配するのは売主の義務ですから、保険に関する通知を行う義務はありません。したがって、第32条第3項はCIF 契約に適用されることがないので、この問題は実際にあまり重要でないかもしれませんが、C&F 条件の契約により、物品が消費者に引渡される場合には重要になり得ます。買主が消費者として取引する場合、第32条第2項が無視されるという同条第4項の規定は、CIF (またはC&F) 契約における売主の運送契約締結または船荷証券提供の義務に関するコモン・ローの規則に影響を与えるものではありません。

10.7 FOB 契約における「引渡」

消費者として取引する買主に対して、物品がFOB 条件で売買される場合、SGA 第20条第4項および第32条第4項の効果は、問題とされるFOB 契約の種類により異なります。FOB 契約を履行するために、どのような方法の船積手続が行われるかという問題は、すでに本誌で詳細に説明しましたが、ここでは、船積手配をいずれの当事者によって行われるかという点について説明します。Pyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd. 事件³¹において、Devlin 判事は、「FOB 契約は順応性のある取引条件なので、実際に満足できる定義は存在しない」と述べています。FOB 条件には様々な形態がありますが、基本的な特性は、契約に指定された港(port or ports)から³²、

31 *Pyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd.* [1954] 2 Q.B. 402, at p. 424, per Devlin J.

32 *Scottish & Newcastle International Ltd. v. Othon Ghalanos Ltd.* [2008] UKHL 11; [2008] 1 Lloyd's Rep. 462, at [35 (ii)].

買主に送付するために³³、売主は自己の費用で物品を船舶に積込む義務があることです。FOB契約の売主は、別段の合意がないかぎり、物品を積込む船腹および保険の手配を行う義務はありません³⁴。また、売主が運賃および保険料を支払うことがあっても、通常、買主の勘定であるものを売主が立替えたものです³⁵。

さて、FOB条件の契約は数種類に分類されますが、ここでは、船積手配を売主または買主のいずれが行うかによる伝統的な分類によって説明します。第1の形態のFOBでは、すべての船積手配は売主によって行われ、売主は自己の名前による船荷証券を取得して、CIF契約の場合と同様に、船荷証券の提供と引換えに代金を取得します³⁶。この場合、物品が第20条第4項に定める買主への「引渡」が何時なされたのかという問題（したがって、物品はもはや売主の危険負担でなくなります）は、前述のCIF契約の場合と同じ理由によるものと思われます。物品がすでに買主に「引渡」されたということと、まだ買主へ「送付」されている過程にあるということは無関係です。第2の形態のFOBでは、売主による船積手配は行われず、売主は、買主の指名した船舶に物品を船積して、買主の名前による船荷証券を取得します³⁷。この場合、物品が指定された船舶に積込まただけであり、売主はなお契約に従って引渡義務を履行しなければならないので、SGA第20条第4項に定める買主への「引渡」はなされていません。第3の形態のFOBでは、すべての船積手配は買主によって行われるもので、買主が、船腹予約を含むすべての船積手配を行い、売主は、買主の指示に従って物品を指定された運送人に引渡し、これが船積みされたら、運送人から本船受取証 (mate's receipt; M/R) を取得し、これを買主に提供します。買主はこのM/Rと引換えに運送人から船荷証券を取得します³⁸。

SGA第32条第4項は、買主が消費者として取引する場合には、「運送人への物品引渡は買主への物品引渡ではない」と規定しており、第3の形態のFOBに適用されるので、物品が「消費者に引渡されるまでは」、物品の危険は、第20条第4項にしたがって、売主が負担することになります。この場合には、売主から消費者である買主に対して流通性権原証券の譲渡がないので、買主が運送の最終段階で物品の現実的占有を取得するまでは、当該物品の危険は売主の負担ということになります。けれども、FOB条件の契約では、物品の仕向地は通常明示されず、また、第3のFOBの場合には、買主が運送人と特定の仕向地まで物品の運送契約を締結するので、物品の危険が生ずるかもしれない運送過程は、売買契約の締結時においては、売主は全く関知できないので、仕向地で物品が買主に引渡されるまで売主が危険を負担するという結論は全く不合理であると考えられます。

33 *Stock v. Inglis* (1884) 12 Q.B.D. 564, at p. 573; *J. Raymond Wilson & Co. Ltd. v. Norman Scratchard Ltd.* (1944) 77 L.L.R. 373, at p. 374.

34 *Ian Stack Ltd. v. Baker Bosley Ltd.* [1958] 2 Q.B. 130, at p.139.

35 *The Parchim* [1918] A.C. 157.

36 *Pyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd.*, *op. cit.*, per Devlin J.

37 *Ibid.*, per Devlin J. これは、Devlin判事の説明では第1の形態です。

38 *Ibid.*, per Devlin J.

実際に、買主は、物品の運送中に、これを他に転売することがあります。あるいは、冒頭に述べたように、会社の役員が使用する目的で自動車を購入したけれども、その役員が死亡したため、この自動車を使用する者がいなくなることもあるので、物品の現実的な占有移転という意味の引渡が消費者になされないことが起こり得えます。その場合、SGA第20条第4項に基づいて、この物品の危険を負担する売主の責任が何時終了するかが明らかではありません。このような問題を解決する方法の1つは、上記の第3のFOBを、「買主が物品を引取るために自分が手配した船舶を船積地へ回送させる」ものであると類推して³⁹、買主を荷送人として記載する船荷証券にもとづいて物品が船積みされたということにより、物品は買主自身に引渡されたのであり、買主が物品を運送人に寄託したと解釈することです。SGAに基づくものではありませんが、コモン・ローに従って、このような結論を導いた事件があります。Kum v. Wah Tat Bank Ltd.事件⁴⁰において、M/Rによる物品の船積が、M/Rに荷送人として記載されている銀行への引渡であり、したがって物品が銀行の担保となった旨が判示されました。そして、このコモン・ローの解釈は、買主が船積手配を行うという2つのFOBにおいて、物品が運送人に引渡される場合に、SGA第20条第4項に矛盾せず、またSGA第62条第2項の範囲内にあることとなります⁴¹。

10.8 FOB契約：消費者の過失により遅延した引渡

SGA第20条第2項は、「買主または売主の過失により、引渡が遅延した場合は、かかる過失がなければ生じなかったであろう損失は、過失のある当事者の危険に帰属する」と定めています。しかし、買主が消費者として取引するときは、第20条第4項の規定に従って、同条第1項～第3項は「無視されなければならない」ので、FOB契約の場合に、別の問題が生じます。すなわち、買主の過失により引渡が遅延したために、物品に損失が生じた場合、買主が非消費者であるときは、物品の危険は買主に移転したとみなされますが、買主が消費者として取引するときは、第20条第2項は無視されるので、物品の危険は、それが買主に引渡されるまで、売主が負担しなければなりません。これは国内取引または貿易取引であるとは関係なく、不合理であると批判されると思われます。この遅延が買主の契約違反による、または契約違反に相当する場合、売主はこれに対する救済を求めるでしょうが、売主の救済は難しくなります。FOB契約の場合、例えば、船積期間内における特定の日に買主が物品を受取る旨を指示したにもかかわらず、買主の引取りが遅延したために物品の品質が低下したとき、その引渡期日が約定期間内であり、かつ売主が買主の約束による最初の引渡期日を信じて物品を指定場所に搬入したにもかかわらず、引渡が受理されないために物品の品質低下が生じた場合は、買主の契約違反ではないが、売主はこの品質低下による損

39 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 6th ed., 2002, para. 18-092.

40 *Kum v. Wah Tat Bank Ltd.* [1971] 1 Lloyd's Rep. 439.

41 SGA第62条第2項は、「物品売買契約には、商慣習法をも含むという意味において、コモン・ローも適用されるものとする。ただし、本法の条項、殊に代理関係および詐欺、不実表示、強迫または圧迫、錯誤、その他の意思表示無効原因たる事実の効果に関する原則に矛盾する場合はこのかぎりでない」と規定しています。

害賠償を請求する権利を有すると考えられます⁴²。このような責任は、SGA 第20条第2項と関係なく、コモン・ロー上の問題として議論するとき起こり得るので、FOB契約の買主が消費者として取引する場合、第20条第4項により同条第2項が無視されるにもかかわらず、コモン・ローにより危険について責任を課せられることがあります。

10.9 別段の黙示の合意による排除

SGA 第20条第1項に定める一般原則は、貿易取引ではしばしば排除されています。SGA 第32条第1項および第2項は、反証のないかぎり推定できる「一応の原則」(prima facie rule)です。また、第3項は、「別段の合意がないかぎり」(unless otherwise agreed)適用される規則です。換言すれば、CIF契約の性質から、保険の手配は売主によって行われるので、CIF契約では、一般にこの規則は置き換えられたこととなります。SGA 第20条第4項および第32条第4項は、規則を設定することを目的としていないのです。これらの規則自体は、「一応の原則」であるか、あるいは「別段の合意がないかぎり」適用されるものであるからです。2つの条文の第1項から第3項の規定はいずれも、第4項の規定により、無視されなければならないのであるから、第4項は命令的(imperative)または強制的(mandatory)な規定を含んでいると考えられます。しかし、第20条第4項および第32条第4項は、少なくとも1977年不公正契約条項法に基づく「合理性」(reasonableness)、または1999年規則に基づく「公正」(fairness)⁴³、またはその両者に基づいて、契約の明示条項により置き換えられることとなります。もしこの考え方が優先するならば、これら2つの規定も特定の契約に不相当であると考えられる場合には、法律問題として生じる黙示条項により置き換えられることがあります。特に、CIF条件およびFOB条件の契約の場合には、これまで述べたように、この2つの規定は不相当であると思われます。そこで、これらの定型取引条件による契約には、この2つの条項は合理的に機能し得ないので、これらの定型取引条件による契約の当事者は、黙示的に、この2つの条項を排除したものとみなすのが、多くの問題を解決する決定的な方法であると示唆されています⁴⁴。

例えば、危険の移転については、運送人への引渡よりも、船積の方が重要です。CIF契約における3つの引渡段階のうち、いずれが第20条第4項の目的に関連しているかを決めるのは難しいことです。CIF契約の買主は、物品が契約に充当された後で、かつ船積書類が提供される前に滅失したとしても、書類と引換えに代金を支払わなければならないというのが規則です。売主が「流通性」船荷証券を提供したときは、第20条第4項は有効ですが、他の形式の船荷証券または運送書類が提供されたときは、同項は機能しえないので不適合です。第32条第3項が無視されることにより、消費者として取引する買主は、非消費者である買主よりも不利な立場に置かれることがあ

42 *J. and J. Cunningham Ltd. v. Robert A. Munro & Co. Ltd.* (1922) 28 Com.Cas. 42, at p. 46.

43 *R. & B. Customers Brokers Co.Ltd. v. United Dominions Trust Ltd.* 事件は、買主が個人でないので、the Unfair Terms in Consumers Contracts Regulations 1999の適用対象にはなりません。

44 M. Bridge, *Benjamin's Sale of Goods*, 8th ed., 2010, para. 18-307.

ります。FOB契約の売主が、引渡義務を履行する際に、運送人に物品を引渡したことが、第32条第4項の規定内の引渡であるか、あるいは買主への引渡であるかを決定するのは難しいことです。また、売主が物品の仕向地を知らないのに、運送が終了するまで、FOB契約の売主が物品の危険を負担しなければならないというのは不公平です。例えば、*Chartbrook Ltd. v. Persimmon Homes Ltd.*事件⁴⁵において、契約は「商取引上、無意味となるように解釈されるべきではない」とLord Hoffmannが述べた解釈の原則があります。また、この解釈の原則に言及した判例があります⁴⁶。

10.10 ソーシャルメディア時代のリスク管理

EU指令および2002年規則により、1979年SGAに消費者として取引する買主の権利が確保されました。商人間の取引慣習に基づく売買法の中に、消費者は市民権を得たのです。生産者から小売業者に至る流通組織が複雑かつ巨大化する中で、消費者の日常品の購買方法が大きく変化し、消費者の生活の安心・安全を確保する必要性が高まってきました。消費者保護に関連する法律の施行に伴って、商人としての売主と消費者として取引する買主を区別して、後者を保護するための制定法や規則が施行されました。1979年SGA第5A編の一連の規定は、瑕疵のある物品に対する買主の権利を定めています。これまで説明したように、消費者である買主は、無条件にこれらの権利を行使することができません。買主は一定の手順に従って救済を求めなければなりません。また、売主は、同様の手順に従って買主の要求に対応することができるので、この点を確り理解することが大切です。

さて、余談になりますが、2002年規則の施行直後、ロンドンの新聞記者が、他の店で購入した商品を某有名デパートに持参して、「ここで購入した商品ですが、自分が期待した目的に適合しないので、返品したい」と述べて、店員に商品を見せました。この商品はこのデパートでは取扱っていないものです。この記者は、デパートの反応を確かめなかったのです。店員は、記者の要求どおり、商品を引取り、一定の金額を記者に渡しました。そこで、記者は、この商品が他の店で購入したものであること、2002年規則の施行に伴う商店の反応を確認したいと考えて、この商品をこのデパートに持参したことなどを説明しました。店員は、「お客様の中には商品を購入されたお店を忘れる方がおられますので、気にしません。それよりも、お客様が商品やお店についてご不満を他に言い触らすことによる影響が怖いので、お客様の要求に従うようにしています」と述べたそうです。情報通信技術の発達とインフラの向上により、事業者の不用意な発言や不適切な対応に消費者の不満が爆発して、わずか数時間で手に負えない大事件になるケースが珍しくないのです。グローバル企業にとってソーシャルメディア時代のリスク管理が重要な問題となってきています。

(終)

45 *Chartbrook Ltd. v. Persimmon Homes Ltd.* [2009] UKHL 38; [2009] 1 A.C. 1101, at [16], per Lord Hoffmann.

46 *Attorney General of Belize v. Belize Telecom Ltd.* [2009] UKPC 10; [2009] 1 W.L.R. 1988, at [16].

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3.1 2013年3月12日

国連CEFACT2012年度後期版を機関承認

国連CEFACTは、コア構成要素ライブラリ2012年度後期版(D.12B)の公開を機関承認しました。コメントがあれば、ビューロ副議長のPeter Amstutz氏までご連絡ください。詳細につきましては、以下のURLからZIP形式のファイル(CCL12B)をご参照ください。

http://www.unece.org/cefact/codesfortrade/unccl/ccl_index.html

3.2 2013年3月7日

UN/LOCODE 2012年度後期版発行

UNECE(国連欧州経済委員会)は、UN/LOCODE directoryの2012年度後期版(2012-02)を発行いたしました。本件については、以下のURLをご参照ください。

日 本：<http://www.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/locode/jp.htm>

諸外国：<http://www.unece.org/cefact/locode/service/location.html>

お詫び

「JASTPRO」2013年2月号(第413号)にて、「港」、「空港」、「内陸通関デポ」及び「貨物ターミナル」等の名称(海港名、空港名、地名)をコードで表記するためのUNLOCODE申請に係る「国連CEFACT標準促進委員会」(事務局：JASTPRO)の審査・承認結果をお知らせいたしましたが、記事の中に一部誤りがありました。

お詫びいたしますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

記事3. JASTPROからのお知らせ-UN/LOCODE新設

- (誤) 千葉県流市
- (正) 千葉県流山市

- (誤) 埼玉県桶川市う
- (正) 埼玉県桶川市

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、一般財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第38巻 第12号 通巻第414号

・ 禁無断転載

平成25年3月27日発行 JASTPRO刊12-13

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版につきまして、2012年11月号より当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけるように致しました。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Trade
PROcedures